

福岡生存権裁判最高裁判決について

2013（平成25）年12月16日

福岡生存権裁判原告団

福岡生存権裁判弁護団

北九州生存権裁判を支える会

生存権裁判を支援する全国連絡会

本日、北九州市在住の78歳から96歳の生活保護受給者33名が北九州市を被告として、老齢加算の減額・廃止を内容とする保護変更決定処分取消しを求めた裁判について、福岡高等裁判所は、控訴人（原告）らの控訴を棄却するとの不当判決を言い渡した。

老齢加算は70歳以上の生活保護受給者に対し、加齢に伴う特有の生活需要を満たすために1960年から支給されてきたものであるが、厚生労働大臣は2004年度から減額を開始し2006年度に全廃した。その結果、70歳以上の生活保護受給者は単身世帯で月額9万0670円の生活扶助費から1万7930円もの給付を奪われることとなった。

老齢加算の廃止から7年が経過した現在、控訴人（原告）らは慢性疾患が累積し自由が利かなくなってきた身体づらさを抱え、健康状態の悪化や社会的に孤立していくことを恐れながらも、厳しい住環境の中での暑さ寒さに耐え、食事・人付き合い・入浴などといったささやかな欲求をひたすら押し殺して生きている。控訴人（原告）らがこの裁判を闘っているのは、いくら生活保護を受けているとはいえ、人としての誇りも保てない、ただ生かされているだけの生活を当然のように強いる国の態度への人間としての深い憤りからである。

生活保護を受けることが権利であることを確認し、厚生労働大臣の老齢加算廃止におけるあまりに杜撰な決定過程を権利の観点から批判し違法とした2010年6月14日の福岡高裁判決は控訴人（原告）らに一人の人間として生き抜くことへの希望を与えた。

その福岡高裁判決は2012年4月2日の最高裁判決により破棄差戻しとなったが、控訴人（原告）らはその後も、差戻審において、老いた体に鞭打って、再び人としての誇りを保って生きていけることを目指して、必死に闘ってきた。

しかし、本日言い渡された判決は、貧困の中で生きる高齢者の生活の実態に目を向けず、控訴人（原告）らの人としての誇りを保って生きていきたいという思いを無視した、不当な判決であった。

生活保護を受けることが憲法25条の生存権に基づく重要な権利であることを無視したこの判決は、裁判所が「人権保障の砦」としての職責を放棄したものと看做ざるを得ず、憤りを禁じ得ない。

私たち福岡訴訟の原告・弁護団、支える会は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の実現を目指して最高裁判所での裁判で勝利すべく各地で闘う生存権裁判の原告・弁護団とともに全力で闘うことをここに宣言する。

以 上